

平成31年第1回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回臨時会
2	開会	平成31年2月14日
3	閉会	平成31年2月14日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	2件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 2件
8	その他	傍聴者 2名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成31年 第1回南幌町議会臨時会 会議録

平成31年 2月14日(木)
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	本 間 秀 正	2 番	川 幡 宗 宏
3 番	原 田 弘 克	4 番	志賀浦 学
5 番	内 田 恵 子	6 番	西 股 裕 司
7 番	佐 藤 妙 子	8 番	菅 原 文 子
9 番	石 川 康 弘	10 番	熊 木 恵 子
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

3 番	原 田 弘 克	4 番	志賀浦 学
-----	---------	-----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 昌 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	柿 崎 納	都市整備課長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	小 林 史 典
----------------	---------

1 0. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 松 田 秀 則

1 1. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました平成31年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

3番 原田 弘克議員、4番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は2月14日、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は2月14日、本日1日限りと決定いたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもって報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成30年11月分及び12月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これをもって報告済みといたします。

●日程4 議案第1号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第1号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、大雪に伴う除排雪経費の追加及び財源調整として財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,670万2,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第1号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。9ページをごらんください。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,730万円の追加です。13節委託料で、除排雪業務1,730万円の追加でございます。別途配布しています議案第1号資料に基づき、2月1日現在の状況を説明いたします。一番上の段は累積の降雪量で、左から平成25年度、括弧書きが2月1日現在、その下がシーズンの合計です。近年では平成25年度が最も多く、その後、平成26年度から平成29年度は記載のとおりで、本年度につきましては、2月1日現在4メートル23センチで、昨年に比べ48センチ多い状況でございます。なお、記載にはありませんが、昨日までの累積降雪量は5メートル48センチに達したところです。2段目以下は、最大積雪深や除雪出動回数などを参考として記載しています。また、下の表は、除排雪業務委託料の予算執行状況で、今回の補正につきましては、今後の2月・3月分について、過去の実績を踏まえ追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書の8ページをごらんください。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,730万円の追加です。
1節財政調整基金繰入金1,730万円の追加で、財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,730万円を追加し、補正後の総額を56億4,670万2,000円とするものです。以上で、議案第1号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

この補正予算にはもちろん賛成するんですけども、1点伺いたいんですが、交差点、例えば北町から出るところとか、きらら街道でも斜めのところから出るところとか、いろいろ交差点が、雪がすごく多くて見えづらくて、かなり前まで車を出して行ってる状態ですよ。その辺、道道とかいろいろ縛りがあると思うんですけども、町としてその辺を点検して削るっていうようなことができないのかどうか、それ1点伺います。

議長

都市整備課長

都市整備課長。

ただいまの熊木議員の御質問にお答えいたします。交差点、非常に見づらいという御質問でございますけども、町道に関してはその都度、町のほうの除雪体制の中で対応しているところでございます。国道・道道に関しましては、やはりそれぞれ道路管理者というものがおりまして、その管理者が行うべきものでございますので、そちらの管理者のほうで対応していただくということが基本でございますが、我々もその都度点検を常にしておりまして、道路管理者に対しては、その都度要請をしているところでございますが、実際に対応するのはその管理者の判断によるところでございます。以上です。

議長

熊木議員

(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

以前も、そういうような町民からも声があったりしたことをお聞きした時に、あくまでも道路管理者だっていう御答弁をいただいたんですけども、点検しているのであれば、管理者に連絡しつつ、やはり危ないっていうところはちょっと削るっていうような作業をぜひやってほしいと思うんですけども、それは町民からの要望とかでは届いていないでしょうか。事故とかが起きてからでは遅いので、その辺を配慮してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

議長

都市整備課長

(再答弁)

都市整備課長。

交差点部分が非常に見づらいという、そういったお話は常々町民の方からいただいております。ただ、やはり国道・道道を町がやるということに関しましては、やはり町がやることによっての国道・道道の施設を傷める、あるいは事故、そういったことも考えられることです。やはり基本的には道路管理者がやるべきものというふうに考えております。ただ、町の除雪体制の中でできる部分、大きくはできないんですけども、交差点の本当の角の部分を取るとか、そういったことはふだんからやってはいるんですけども、やはり国道・道道の雪を大きく取るということはやはり管理者がやるべきものというふうに考えております。

議長

熊木議員

(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

例えば、道道とかに面しているところで、北町の信号がある交差点から出るときに、そこは町道であっても出るところは道道ですよ。そういうところがきらら街道とかもいろいろあるんですけども、管理者に先ほども再質問で言ったんですが、要請しつつ間に合わないときに、やはりちょっと手を加えていくっていうことは、やっぱり町民の安全を守るって意味からも大きな事故とか発生する前にやっぱりやっていくべきことだと思うんですけども、その辺は基本的なことで今御答弁いただいているんですけども、そこをやっぱり何とかできないものかと思って今再々質問したんですが、何とかならないものなのでしょうか。

議長

町 長

(再々答弁)

町長。

熊木議員の除雪に関する御質問ですが、私どもも再三再四、道道・国道の管理者にそういう部分をお伝えさせていただいて、町でできる部分はもう既にやっているわけありますので、これ以上するということになると除雪体制の問題だと

か、あるいは予算の問題だとか、なかなか厳しい状況がございます。ですので、事故にならないように、ずっと要請もさせていただいておりますし、町民の方々が直接、道路管理者のほうにも連絡が行っているようでありますので、それとあわせて行政としても早く事故のないようにお願いしますという要請をさせていただいております。先ほど課長から言ったように、それぞれ管理者がおりますので、その体制の中で除雪業務を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第1号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程5 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止につきましては、北海道市町村総合事務組合において、北海道を構成員とする一部事務組合を構成団体とすることができないことから、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるよう定める規約を制定し、現行規約を廃止するにあたり、構成団体との協議が必要なため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について御説明します。北海道市町村総合事務組合につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員等に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部事務組合となります。地方自治法上、この複合的事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置することができないこととなっています。このため総務省より、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団並びに北海道が構成員となっている一部事務組合を構成員とする北海道市町村退職手当組合については、複合的事務組合である北海道市町村総合事務組合に加入することができないため、早急な見直しを行うよう指摘があったことから、本組合に加入できない3団体に係る事務処理を受託という形で取り扱えるように規約を改めることと、あわせて道内に所在する一つの一部事務組合の解散に伴う変更について、加盟する組合の各構成団体において規約制定の協議を行うものです。それでは、別途配布しています議案第2号資料新旧対照表をごらんください。左側が新たな規約、右側が現行の規約、下線の部分が変更となる箇所です。

今回の規約の制定につきましては、現行の規約において、当組合の存立、行為の法的根拠を欠く状況になっていることから、規約を改めて制定するものです。北海道市町村総合事務組合規約の説明をいたします。

第1章第1条から第4章第13条までは、現行規約と変更はありません。

第5章雑則に、第14条として事務の受託を追加し、複合的一部事務組合に加入することができない石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海

道市町村退職手当組合の事務について、委託の申し出がされたときは受託できるよう新たに規定するものです。

次に、別表の説明をいたします。まず、別表第１中「支庁名」を「管内」に改めるものです。

続きまして、「石狩振興局（１５）」を石狩振興局（１２）」に改め、「北海道市町村退職手当組合」、「石狩東部広域水道企業団」、「石狩西部広域水道企業団」を削るものでございます。規約改正により、本組合に加入できない３つの一部事務組合を別表から削除するものです。次ページにまいります。

「十勝総合振興局（２５）」を「十勝総合振興局（２４）」に改め、「十勝環境複合事務組合」を削るものでございます。十勝環境複合事務組合が、平成３０年３月３１日に解散したため、別表から削除するものです。

次に別表第２です。９地方公務員災害補償法第６９条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の欄中、「北海道市町村退職手当組合」、「石狩東部広域水道企業団」、「石狩西部広域水道企業団」、「十勝環境複合事務組合」を削るものです。いずれも、別表第１と同様の理由により改めるものです。１ページへお戻りください。

附則として、第１項、この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

第２項、北海道市町村総合事務組合規約（平成７年３月７日市町村第１９７３号指令）は、廃止する。以上で、議案第２号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第２号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

（午前 ９時５０分）